（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

**第十一条**　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第百十九条関係）

（表　面）

| | |
|---|---|
| 第百十八条　第九十条第一項（第九十一条の三十二第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。<br>２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。 | 確定給付企業年金<br>実施事業所検査証・基金検査証<br>企業年金連合会検査証<br>写<br>真<br>官職又は職名<br>氏　名<br>（　年　月　日生） |

（裏　面）

| | |
|---|---|
| 確定給付企業年金法（抄）<br>第九十条　厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。<br>２　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。<br>３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。<br>第百一条　厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は連合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。<br>２　第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 | 第　号<br>年　月　日交付<br>厚生労働大臣、地方厚生局長又は地方厚生支局長印 |

（備考）この証は、A列７番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

（健康増進法施行規則の一部改正）

**第十二条**　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

**第十三条**　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号の三まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮若しくは刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留（以下この条において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合又は留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置され、又は留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けているものとみなす。

一　健康保険法施行規則第三十二条の二第二号

二　船員保険法施行規則第十八条第二号

三　労働基準法施行規則第三十七条の二第一号

四　労働者災害補償保険法施行規則第十二条の四第一号

五　国民年金法施行規則第三十四条の四第一号

六　労働者災害補償保険特別支給金支給規則第三条第二項第一号

七　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第十二条

八　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

**第三条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。